

兵庫県アライグマ防除指針

平成23年2月

目 次

策定の趣旨	1
第1章 現状	4
1 生息状況	4
2 被害状況	4
3 捕獲状況	6
第2章 防除	7
1 防除の定義	7
2 防除目的	7
3 防除目標の設定	7
4 防除の実施	8
5 防除の推進に必要な事項	9
第3章 捕獲	11
1 捕獲重点地域の設定	11
2 捕獲方法	11
3 捕獲体制	11
4 捕獲個体の処分	13
5 モニタリング	15
6 普及啓発	15
第4章 侵入の予防措置及び被害発生防止措置	16
1 侵入の予防措置	16
2 被害発生防止措置	16
[参考資料]	
1 防除に係る手続き	17
2 アライグマの生態	21
3 アライグマの生息頭数変化予測	23
4 防護柵の設置事例	26
5 生物多様性条約に関する資料	27
6 生物多様性国家戦略 2010 に係る資料	30
7 参考様式	31
8 啓発資料(例)	38
9 用語解説集	39

策定の趣旨

1 豊かな自然・生態系の危機と保全

人類や野生生物の生存基盤である自然生態系は、30 数億年の生物の歴史と進化を経て、安定した豊かな生物多様性をつくりあげてきました。

しかしながら、人間の様々な活動は、種の絶滅や生物の多様性の喪失の危機など、生態系への影響を及ぼし始めています。

このようなことから、平成 4 年の国連環境開発会議（地球サミット）においては「生物の多様性に関する条約」が採択され、世界各国が協力して、生物多様性の保全に努めることとされました。

日本は、平成 5 年に同条約を締結し、平成 7 年には最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、平成 14 年、平成 19 年に大幅な見直しを行いました。さらに、平成 20 年には「生物多様性基本法」が施行され、平成 22 年 3 月には同法に基づく、「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定されました。

また、兵庫県では、全ての事業で生物多様性の視点をもつ仕組みの確立、参画と協働による保全活動の推進、人の営みとの調和の推進、基盤整備の 4 つの行動計画からなる「生物多様性ひょうご戦略」を平成 21 年 3 月に策定しました。

2 外来種問題の発生と取組

外来種は、本来生息していない種が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然の安定性や人間生活が乱されるという問題があります。

平成 14 年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決議されました。また、同年策定された日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられています。

このような状況を受けて、平成 16 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）が公布され、同 17 年 6 月から施行されています。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」※が実施できることになりました。

※ 防除とは

特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置のことをいいます。

3 特定外来生物に指定されたアライグマ

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したアライグマは、深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

(注) 特定外来生物は、全ての外来種が指定されたわけではなく、明治元年以降移入されたもののうち、特に深刻な被害を与えたものあるいは与えるおそれがあるものについて、科学的根拠がある種について指定されたもので、アライグマについても国内外で様々な被害が報告されています。

4 兵庫県におけるアライグマ対策

(1) アライグマ問題の発生

兵庫県では、平成10年頃から神戸市を中心に生息が確認されていましたが、その後、阪神、北播磨、中播磨、丹波地域などに生息域が急速に広がり生息頭数も増加していると予想されます。

それに伴い、農業被害や家屋侵入被害も増加し、国内では天敵がない上に増殖力が強く、雑食性で水生生物から樹上生物まで幅広い食性を有していることから、在来の生態系への被害も危惧されています。

さらに、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症を媒介することも懸念されています。

(2) これまでの兵庫県におけるアライグマ対策

兵庫県では、平成18年度に、市町が「防除実施計画」を策定・実行する際の目標の考え方や捕獲体制のあり方などの基本的なガイドラインを示すことを目的に、「兵庫県アライグマ防除指針」を策定しました。また、市町と協力して積極的な捕獲・被害防除に努めています。しかし、増加するアライグマの生息頭数や被害を低減するには至っていません。

(3) 今後のアライグマ対策

アライグマは前記のとおり、本来、日本には生息すべきでない動物であり、兵庫県においても存在していないことが本来の姿です。

しかし、現実に生息し、農業被害や生活環境被害が深刻になっていることから、外来生物法に基づく計画的な防除が必要となっています。

防除に当たっては、地域の実情に精通し住民と密接な関係にある市町が、引き続き外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を設定の上、計画的な防除を進めていくことが重要となっています。

5 第2・第3のアライグマ問題が発生しないように

アライグマが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、アライグマ

を安易に輸入・販売し、無責任に捨てたり、不十分な管理により逃亡された人間の責任といえます。

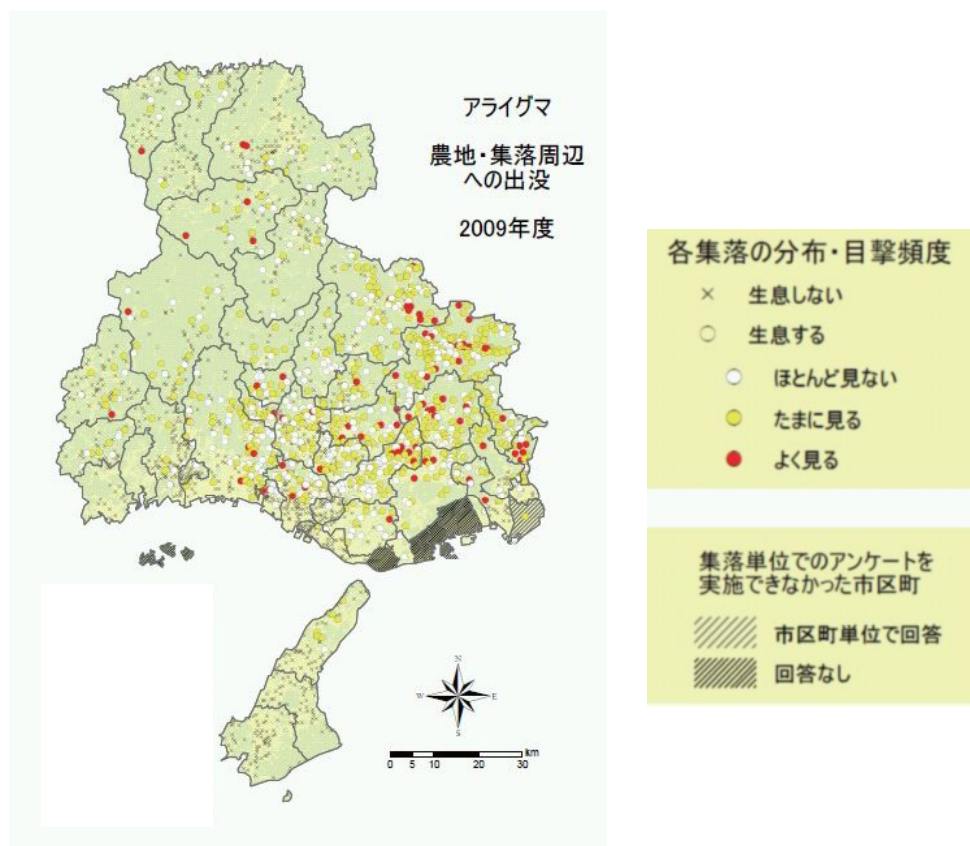
その結果、農業被害や家屋侵入被害で多くの県民が悩み、生態系被害や感染症のおそれが増大するなど、大きな社会問題となっています。そして、罪のない多くのアライグマが安楽死処分される結果となっています。今後は、我々人間が、家庭で動物を飼う責任を十分に認識し、アライグマの悲劇を繰り返さないように努めていく必要があります。

第1章 現状

1 生息状況

平成21年度農会アンケート調査結果によると、アライグマの生息は神戸、阪神、北播磨地域を中心に全県に広がっています(図1)。

図1 アライグマの出没状況(森林動物研究センター調査)



2 被害状況

(1) 農業被害

アライグマによる平成21年度の農業被害額は71,682千円で、獣類では、イノシシ、シカに次いで3番目となっており、平成16年の14,759千円から急増しています(図3)。

平成21年の農業被害を地域別にみると、北播磨地域が最も多く、次いで丹波、神戸、中播磨地域等の順となっています(図4)。

被害作物は、イチゴ、ブドウ、トマト、スイカ、トウモロコシなどであり、単価の高い果実類等の被害が顕著になっています(表1)。

多くの農業者は被害の予防に努めていますが、このような状況が続けば、営農意欲が大きく減退することが危惧されています。

図2 アライグマによる農業被害額の推移（農産園芸課調査）

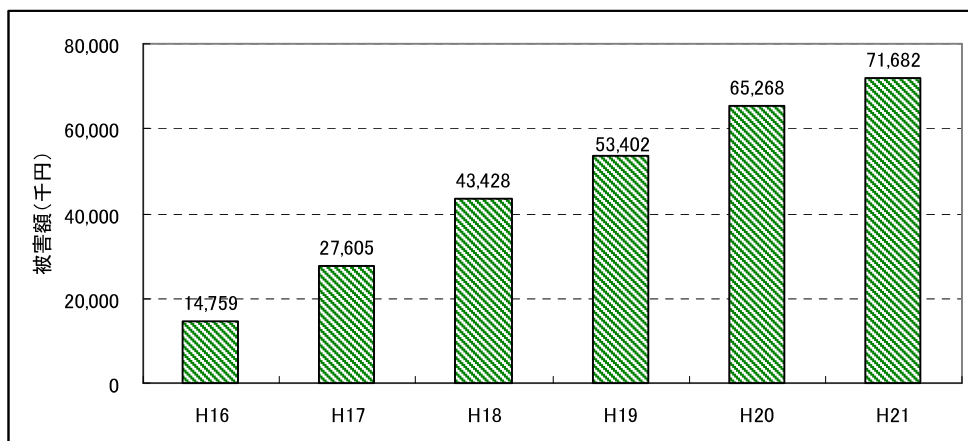


図3 平成21年度アライグマによる地域別農業被害（農産園芸課調査）

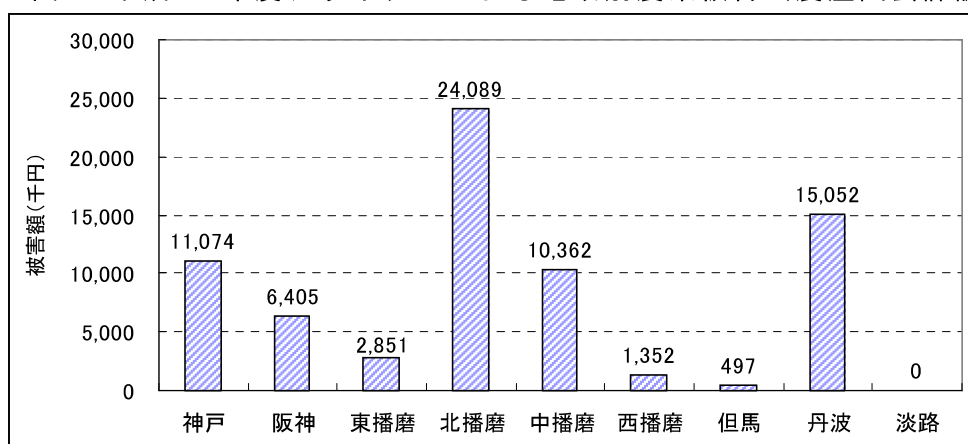


表1 平成21アライグマによる農業作物被害（農産園芸課調査）

地域名	主な被害作物（被害額 1,000 千円以上）
神戸	トマト、イチジク、スイカ、ナシ
阪神	イチゴ、トマト
加古川	ブドウ
加東	イチゴ、ブドウ、スイカ、トウモロコシ
姫路	イチゴ、スイカ
光都	トマト
丹波	トマト、ブドウ、イチゴ

(2) 生活環境被害

近年、春から初夏の繁殖期には、県南東部を中心として家屋に侵入したアライグマが、天井裏に棲みつき子育てを行い、糞尿による被害が数多く発生しています。天井裏のアライグマを捕獲することや繁殖跡地を清掃するためには、家屋の一部の取り壊し・修理が必要という深刻な状況もあります。

(3) 生態系被害

アライグマの野生化の古い北海道でニホンザリガニやエゾサンショウウ

オ、神奈川県でトウキョウサンショウウオ等の捕食が報告されており、今後各地で捕食・競合による在来種への影響が危惧されています。

(4) 人の生命及び身体への被害

アライグマは、平成12年から日本でも狂犬病予防法の防疫対象になっているほか、アライグマ回虫の媒介なども報告されています。また、人や飼育動物に噛みつくなどの被害も危惧されています。

3 捕獲状況

平成10年度に神戸市で初めてアライグマが有害鳥獣捕獲されて以来、鳥獣保護法に基づき被害が発生する度に捕獲が行われてきました。有害捕獲頭数は、平成15年度から急激に増加しており、平成18年度は農業被害や家屋侵入被害の急増に伴い捕獲頭数も大きく増加しています。また、平成17年度の外来生物法の施行に伴い、平成18年度からは、市町が作成する防除実施計画に基づく捕獲も増えています。

地域別に捕獲頭数を見ると、北播磨、神戸、丹波、阪神地域が多く、近年、中播磨、東播磨地域でも増加傾向にあります(図5)。

図4 アライグマの捕獲数の推移(自然環境課調査)

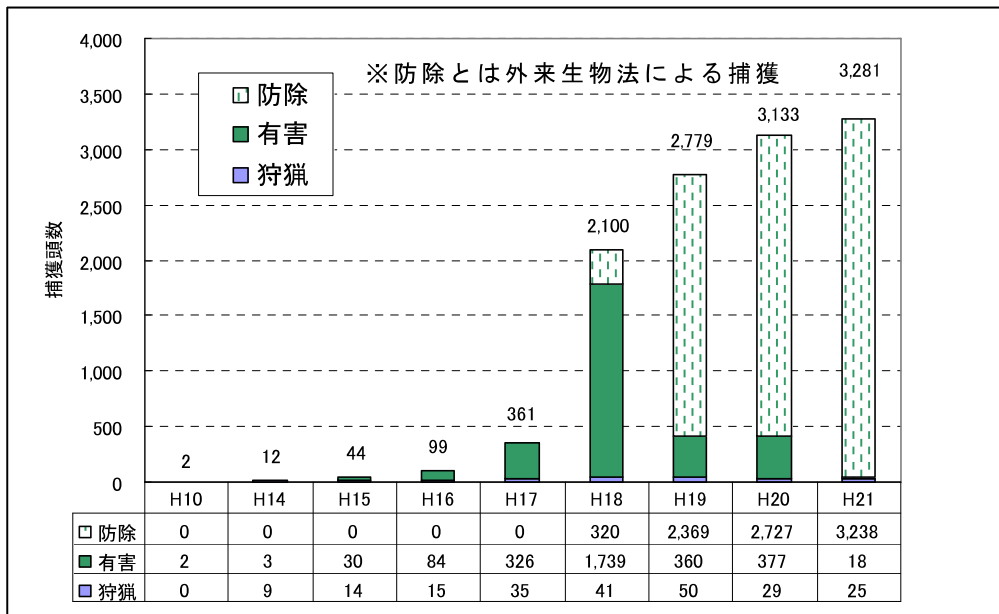
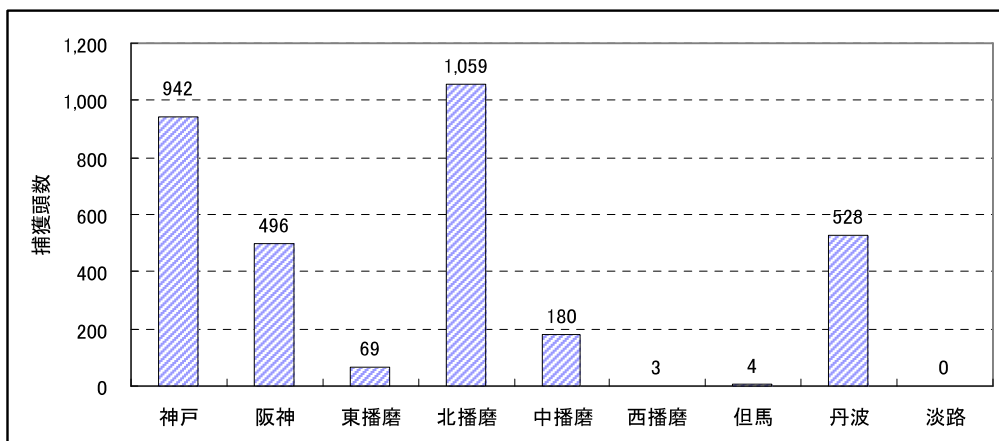


図5 平成21年度アライグマ地区別捕獲頭数



第2章 防除

1 防除の定義

捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置をいい、次のとおりの定義とします。

(1) 捕獲及び処分

原則としておなによる捕獲及び捕獲個体の処分とします。

(2) 侵入の予防措置

- ① 誘引条件の排除
- ② 家屋等への侵入防止

(3) 被害発生の防止措置

- ① 防護柵の設置
- ② 侵入箇所からの追い出し

2 防除目的

(1) 農林水産業等人間生活に係る被害防止

果樹、野菜等を中心とした農作物への食害をはじめ、人家侵入などの生活環境被害や動物由来感染症媒介による被害を防止します。

(2) 生態系に係る被害防止

在来の野生鳥獣等の捕食や競合等生態系への影響を防止します。

3 防除目標の設定

目標は、「生物の多様性に関する条約」における外来生物の導入防止・排除に関する規定、及び外来生物法の特定外来生物に対する考え方等を勘案し、「地域からの排除」としますが、地域の実情に応じて防除実施計画の目標を次のとおり設定します。

(1) 被害が軽微な地域の目標

生息範囲が狭く被害が軽微な地域は、定着が初期段階と推測されることから、「地域からの排除」を目標とします。

(2) 被害が甚大な地域の目標

生息範囲が広範囲で被害が甚大な地域では、生息頭数や生息範囲の拡大が想定され、短期間での排除は困難であると考えられることから、「被害の低減、個体数の減少」を目標とします。

〔参考1〕生息頭数の変化予測

・参考資料にアライグマの生息頭数変化予測を掲載しています。

〔参考2〕 目標設定の根拠

- ・ 生物の多様性に関する条約 第8条 生息域内保全(h) (抜粋)
「生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」
- ・ 外来生物法「アライグマの防除に関する件」
(平成22年12月農林水産省、環境省告示) (抜粋)
「被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること」

〔参考3〕 アダプティブ・マネジメント

- ・ 目標は、生息状況や捕獲状況、被害状況をモニタリングし、進捗状況・捕獲体制などを検証しながら必要に応じて見直すなどアダプティブ・マネジメント手法(順応的管理手法)を取り入れます。

4 防除の実施

(1) 計画的な防除

既に定着し被害を及ぼしている地域の市町は、外来生物法に基づく計画的な防除を実施するものとします。

その際には、この指針に沿って、防除の区域、期間、目標、方法等を定めた防除実施計画を策定し、環境大臣及び農林水産大臣の確認を受けることとなります。

(2) 緊急的な防除

現在、生息が確認されていない地域の市町は、近隣市町等の生息状況等を勘案し、目撃情報の収集など監視に努め、侵入時には早期に対処するための体制づくりを進めるものとします。

侵入が確認された場合、市町は、すみやかに外来生物法に基づく緊急的な防除について環境大臣及び農林水産大臣の確認を受け、緊急的な防除を実施するものとします。

(3) 防除の役割分担

次のとおりの役割分担とします。

① 県の役割

- ア 防除指針の策定・検証
- イ 生息調査実施及び科学的データの蓄積
- ウ 効果的な被害防止対策や予防措置の調査研究
- エ 市町に対する財政的・技術的支援
- オ 国、近隣府県、関係機関等との連携、連絡調整 等

② 市町の役割

- ア 防除実施計画の策定
- イ 防除の実施
- ウ 防除体制の整備

- エ 目撃情報等の収集
- オ 住民への普及啓発 等

③ 県民の役割

- ア 外来生物対策への理解
- イ 生息情報、目撃情報、被害状況の市町への情報提供
- ウ 予防及び被害発生防止のための自衛策の実施 等

5 防除の推進に必要な事項

防除の推進にあたっては、県と市町は連携しながら次の取り組みを行うものとします。

(1) 県民への普及啓発

多くの県民が、自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識した上で、県民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、広報パンフレットの作成、インターネットによる情報提供、セミナー・環境学習などを行います。

普及啓発のポイント

① アライグマ問題発生の背景

- ア アライグマは、愛玩動物として日本に大量に輸入され販売されました。しかし、犬のように古代から長い年月をかけて人間が飼い馴らしてきた愛玩動物と異なり、家庭で飼育することが困難であったため、飼い主が捨てたり、逃げ出したりしたことにより野生化したものです。今日の様々な被害の発生は、飼い主の無責任な対応による結果であると言えます。
- イ 外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が棲む、バランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要があります。
- ウ 家庭で愛玩動物を飼う場合は、終生、愛情と責任を持って飼育する必要があります。

② アライグマ問題に対する私たちの責務

- ア 前述のとおり人間の責任ではありますが、「アライグマがかわいそう」というだけでは問題は解決しません。現状はアライグマによって農業被害や住居被害に悩む県民があり、居場所がなくなり命を失うタヌキや捕食される鳥がいるということです。人間が起こした責任であるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、今を生きる私たちが解決へ向けて努力する必要があります。
- イ 既に野生化しているアライグマは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づく適切な防除（防護柵など被害発生予防措置と捕獲・処分(安楽死)）を進める必要があります。また、可能な場合、できる限り早期に排除することが、処分されるアライグマの数と投資コスト（経費）が少なく済むことになります。

(2) 事業効果の検証

防除は、科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき実施する必要があることから、県は、必要に応じて学識経験者、農業関係団体、自然保護団体、動物愛護団体、狩猟団体、市町の代表者という様々な立場の人で構成される検討会を設置し、効果の検証や対策の課題などについて検討することとします。

(3) 防除手法の調査研究

県は、対策方針の確立等のために、効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握と将来予測等について、調査研究を進めるとともに、情報発信を行うこととします。

(4) 市町の広域的な連携

効果的に防除を行うため、生息状況、被害状況が類似する隣接市町が、連携しながら防除を実施することが必要であることから、県民局において市町間の協議・調整に努めるものとします。

第3章 捕獲

1 捕獲重点地域の設定

市町は、捕獲を行う区域において、さらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、重点的に捕獲を行う地域や監視体制を強化する地域の設定を行うものとします。

2 捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則としてわなによる捕獲とします。

3 捕獲体制

(1) 捕獲班の編成

市町は、計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成するものとします。

① 捕獲班員の構成

捕獲班を構成し捕獲に従事する者(以下「捕獲従事者」という。)は、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者とします。

ただし、次の要件を満たしている場合で地域の合意が得られる場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲従事者に含むことができることとします(銃器を使わない場合に限りです)。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ア 市町、社団法人兵庫県猟友会、又は県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者
- イ 良識があり、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者
- ウ 施設賠償責任保険(保険金額が3,000万円以上であるもの)に加入している者(ただし、市町が損害賠償の責を負う場合は不要)
- エ 免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、わな猟免許を所持する者の指導を受け、免許非所持者は捕獲行為を行うこととします。

(参考) 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛けることをいい、単に見回りを行うことは、捕獲行為にはなりません。

② 捕獲従事者台帳の整備等

市町は、捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した台帳を整備するものとします。 ※参考資料に参考様式を記載

(2) 捕獲に係る留意事項

市町及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に留意するものとします。

① 錯誤捕獲の防止

- ア 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断するものとします。
- イ 夜間に捕獲されることが多いため、わな設置期間中は、原則として朝を中心に一日一回は巡視を行うものとします。

② 事故の発生防止

- ア 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市町が発行する捕獲従事者証を携帯するものとします。
※参考資料に参考様式を記載
- イ わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどがないか等周辺への安全確保を徹底するものとします。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ウ アライグマは、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後は充分手洗いなどを行います。また、万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受診するなど適切な措置を講じることとします。
- エ 使用後の箱わなは、洗浄、バーナーによる消毒等を行い、感染症等を防止します。
- オ 捕獲に使用するわなには、猟具ごとに、市町発行の外来生物法に基づく防除である旨を記載した金属性又はプラスチック製の標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着するものとします(文字の大きさは縦横1 c m以上とします)。

③ 防除区域及び期間の配慮

- ア アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとします。
- イ 鳥獣保護法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施するものとします。
- ウ わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう実施するものとします。

④ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ア 鳥獣保護法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限された捕獲を行わないこととします。
 - イ 同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととします。
 - ウ 同法第35条第1項で特定猟具使用禁止区域（銃器）として指定されている区域においては、銃器による捕獲を行わないこととします。
 - エ 同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲を行わないものとします。
 - オ 銃器による捕獲を行う場合は、同法第38条において禁止されている行為を行わないものとします。
- ※わなを使用することとしているため、上記の規定は通常は適用されません。

4 捕獲個体の処分

(1) 処分方法

捕獲したアライグマは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分するものとします。

その方法として、捕獲場所から処分場所へ運搬し、麻酔薬の二段階注射、炭酸ガス等の方法による安楽死処分のほか、アライグマが処分場所等へ長時間かけて運搬される場合にアライグマにかかるストレスや運搬が困難な場所での捕獲を勘案するとともに、運搬従事者の感染症等への危険性を勘案し、捕獲現場で炭酸ガスを用いた安楽死処分等を行うなど適正に処分することとします。

(2) 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことが可能です。

なお、いわゆる里親制度として、引取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合には、市町は、飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達するものとします。

[伝達すべき要件]

- ① 外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ていること(許可要件は下記のとおり)
- ② 捕獲されたアライグマを速やかに引き取ることができること
- ③ 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況(例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真)について市町に報告すること

なお、このアライグマを野に放した者は、外来生物法の規定により、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処されるという厳しい罰則がありますので注意が必要です(法第9条違反)。

(参考) 防除された個体等の引取飼養等の許可要件 (環境省通知)

- (1) 飼養等をしようとする特定外来生物が哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること
- (2) 許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について、許可申請者が充分理解していること
- (3) 次の事項を飼養等許可の条件として付すことを許可申請者が了承すること
 - ① 飼養等をすることのできる数量の上限を定めること
 - ② 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること
 - ③ 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること
 - ④ マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること
 - ⑤ 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況(例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真)について主務大臣に報告すること
 - ⑥ 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」

(平成7年7月4日総理府告示第40号)

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成8年動物処分法関係専門委員会編、(社)日本獣医師会発行)や米国獣医学会(AVMA)により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処するものとします。

(3) 殺処分後の個体処理

山野に放置せずに、速やかに処分するものとします。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として市町のゴミ処理場等で焼却することとし、やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

5 モニタリング

市町は、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努めるものとします。

(1) 市町は、住民や捕獲従事者から収集したアライグマの目撃情報、捕獲情報を「特定外来生物目撃等調査票」に記録し、県へ報告するものとします。県は、市町からの報告をとりまとめ、全県的な生息動向を把握し、今後の対策に反映させるとともに、市町、県民への情報提供に努めるものとします。

(2) 捕獲した個体は、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てるものとします。

6 普及啓発

市町は、防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため広報誌やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるものとします。

また、捕獲従事者以外の者がアライグマを捕獲しないよう、住民に対し十分に普及啓発するものとします。

第4章 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置

自治会や農会等地域ぐるみで、アライグマの生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど県民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図るものとします。

1 侵入の予防措置

(1) 誘引条件の排除

住民は、アライグマを誘引しないよう次の点に留意することが重要です。

- ① 農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ② 犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ③ 残飯を屋外に放置しない。
- ④ ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

(2) 家屋等への侵入防止

アライグマは、樹洞や岩穴等で営巣することから、これらと条件が似た人家の屋根裏、納屋、廃屋等に棲みつき、繁殖する場合があります。アライグマが人家の屋根裏等に侵入できないように、換気口や隙間を金網などでふさぐなどして侵入を防止することが重要です。

2 被害発生の防止措置

(1) 防護柵の設置

アライグマの防護柵としては、通常のコメ網やその他網等の場合、登る、噛み切る、くぐるなどにより効果がないため、現在最も効果があるとされている電気柵の設置が基本となります。

- ① 電気柵の場合には、周囲の安全に充分注意するものとします。
また、草が架線に接触すると漏電し効果がないため、草刈りを行うか、地面から数10cmにトタンを設置し架線を地面から離すように工夫をすることが重要です。
- ② 果樹の被害対策として、被害木の根元にトタンを巻き付けて登れないようにすることもあげられます。

参考資料に防護柵の設置事例を掲載

(2) 侵入箇所からの追い出し

人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたいて追い出した後、侵入箇所をふさぐようにします。

【参考資料】

1 防除に係る手続き

(1) 計画的な防除の確認申請

① 申請者

外来生物法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市町は、申請書を環境大臣及び農林水産大臣に提出する。

② 申請書様式

「特定外来生物の防除の確認又は認定申請書」(環境省ホームページからダウンロード可能)に必要事項を記入し、これに防除実施計画書を添付して、環境省近畿地方環境事務所並びに農林水産省近畿農政局に提出する。

③ 申請事項

申請事項とその考え方は表 2 のとおりとする。

表 2 計画的な防除の申請事項とその考え方

申請事項	内 容	考 え 方
特定外来生物の種類	アライグマ(プロキユオン・ロトル)	<ul style="list-style-type: none">和名を記載し、括弧書きで学名を付記する。中南米産のカニクイアライグマ(プロキユオン・カンクリヴォルス)については、現在、県内に侵入した確証がないため対象としない。
区域	〇〇市(町)全域	<ul style="list-style-type: none">「特定外来生物基本方針」第 4 の 1 の(2)によると「現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。」こととされている。環境省野生生物課長通知 3 の(2)の②によると「原則として対象とする特定外来生物の生息地・生育地を包含するよう定めるものとし、必要に応じ複数の生息地・生育地を含んだ行政界や地形界を区域線として設定するもの」とされている。計画的な防除は、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合に行われるもので、被害低減のために機動的に対

		<p>応するために、原則として市町全域を区域とする。</p>
期間	<p>特定外来生物の生息状況等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境省野生生物課長通知3の(2)の③参照 計画が終期を迎える時には、計画の達成に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改訂を行う。 期間内でも、必要に応じて改訂等を検討する。 なお「プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件」（平成22年12月農林水産省、環境省告示）の防除期間の終期は平成33年3月31日
目標	<p>地域からの排除又は被害の低減・個体数の減少</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「第2章」のとおり。
防除の方法	<p>兵庫県アライグマ防除指針に沿って適切に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「第3章、第4章」のとおり。
合意形成の経緯	<p>右欄に沿って具体的に記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県の実績について記述。「当指針の策定にあたり、県は、学識経験者や関係団体等様々な立場の委員で構成される検討委員会を開催し、対策に係る課題、指針の内容等について検討した。」「当指針に対する県民意見（パブリックコメント）を平成18年4月3日から5月2日まで募集し、可能な限り指針に反映させている。」など
調査研究	<p>右欄に沿って具体的に記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進める。
普及啓発	<p>右欄に沿って具体的に記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「第2章」のとおり。

(2) 緊急的な防除の確認申請

① 申請者

外来生物法第18条第1項の規定に基づき、市町は、申請書を環境大臣及び農林水産大臣に提出する。

② 申請書様式

「特定外来生物の防除の確認又は認定申請書」（環境省ホームペ

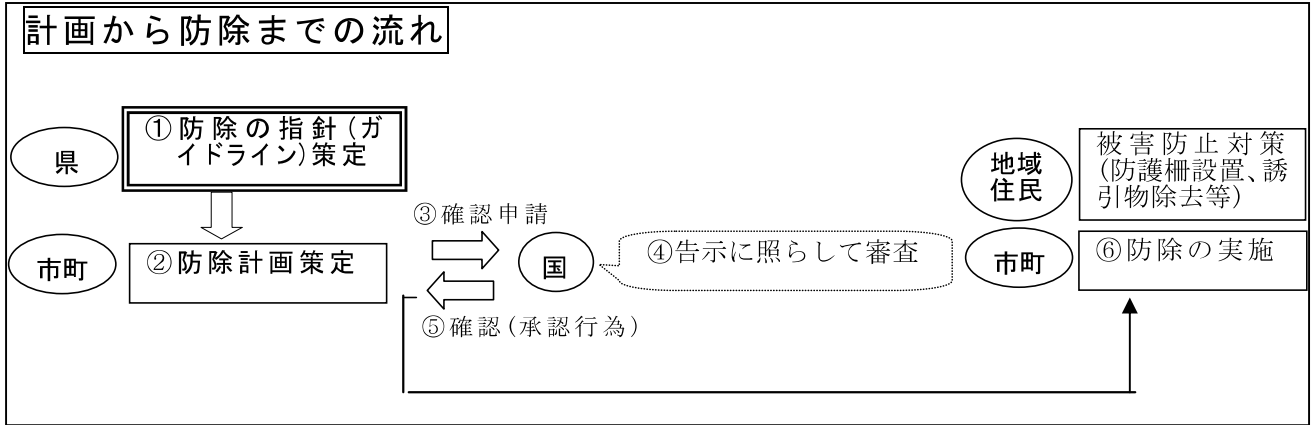
ージからダウンロード可能)に必要事項を記入のうえ、環境省近畿地方環境事務所並びに農林水産省近畿農政局に提出する。なお、防除実施計画書は添付する必要はない。

(3) 申請事項

申請事項とその考え方は表3のとおりとする。

表3 緊急的な防除の申請事項とその考え方

申請事項	内 容	考 え 方
特定外来生物の種類	アライグマ(プロキユオン・ロトル)	<ul style="list-style-type: none"> 和名を記載し、括弧書きで学名を付記する。 中南米産のカニクイアライグマ(プロキユオン・カンクリヴォルス)については、現在、県内に侵入した確証がないため対象としない。
区域	〇〇市(町)全域	<ul style="list-style-type: none"> 「特定外来生物基本方針」第4の1の(2)によると「現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。」とされている。 緊急的な防除は、分布が拡大する前に早期に防除する必要があるが、想定外の分布拡大にも機動的に対応するために、原則として市町全域を区域とする。
期間	必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲に必要な期間とする。 発見された頭数、捕獲体制等にもよるが、1～2ヵ月程度を基準とする。 冬期は、他の季節よりアライグマの活動が極端に鈍くなるため、長めの期間設定が必要となる。 防除期間が申請時よりも長期間になる場合は、必要に応じ期間の延長(申請内容変更)を行う。
目標	地域からの完全排除	<ul style="list-style-type: none"> 「第2章」のとおり。
防除の方法	兵庫県アライグマ防除指針に沿って適切に行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「第3章、第4章」のとおり。



2 アライグマの生態

- (1) 学名：Procyon lotor (プロキュオン・ロトル)
- (2) 種目：食肉目アライグマ科
- (3) 原産地：北アメリカ
- (4) 国内での分布
 - ① 日本で最初のアライグマ野生化は、愛知県の施設から逃亡し、岐阜県にも拡大した。
 - ② その後、1979年には北海道恵庭市でも飼育個体の逃亡から野生化したほか、神奈川県、和歌山県などで遺棄や逃亡による野生化が続いた。
 - ③ 2009年時点では、全都道府県での生息情報が得られている。
- (5) 体格及び特徴
 - ① 体重：6～10kg 体長：42～60cm 尾長：20～40cm
 - ② タヌキに似ているが、縞模様の尾を持つことで区別できる。
 - ③ 蹠行性(せきこうせい：足の裏を、かかとまでべったりと地面につけて歩く方法)のために足跡は明瞭に残り、5本指の形状と大きさから在来哺乳類との区別は容易である。
- (6) 生態
 - ① 夜行性であり、森林や湿地帯から市街地まで多様な環境に生息するが、一般的には水に近い場所を好む。
 - ② 雑食性で、動物全般から果実、野菜、穀類まで幅広い。
 - ③ 2か月間の妊娠期間を経て、春頃に平均3～4頭の子を産む。
 - ④ その後、子育てをする際に、本来の生息地である樹洞や岩穴と似た環境である民家の天井裏を利用することがある。
 - ⑤ 妊娠に失敗したり、出産初期に子が死亡した場合は、再度出産を行う場合がある。
- (7) 日本の自然や社会に与える影響
 - ① 農業被害
いちご、ブドウ、すいか、トマト、とうもろこしなどを食害する。兵庫県では平成16年のアライグマによる農業被害額が14,759千円、平成21年は71,682千円と急増傾向にある。
 - ② 家屋侵入被害
子育ての時期に民家の天井裏に棲みつくことにより、近年、騒音や糞尿被害が増加している。
 - ③ 生態系被害

アライグマが特定外来生物に指定された際の理由として「国内に天敵が存在し

ない増殖力の強い雑食性動物で、水生植物から樹上生物まで幅広い食性を有し、捕食を行うことにより、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがある」とされている。

④ 感染症媒介のおそれ

2000 年から狂犬病法に基づく検疫対象になっている。国内の野生個体からは今までアライグマ回虫は検出されていないが、飼育個体では比較的多くの個体から検出されており、同一施設のウサギがアライグマ回虫症に感染し死亡した事例がある。アメリカでは人への感染や死亡事例も報告されている。



すいかの被害



ブドウの被害



とうもろこしの被害

アライグマ、タヌキ、アナグマの足跡の見分け方(人と自然の博物館資料から)



〔引用文献〕

外来種ハンドブック 日本生態学会編 村上興正・鷺谷いづみ監修
IDWR2002 年 42 号「アライグマ回虫による幼虫移行症」国立感染症研究所 川中正憲 杉山広 森嶋康之
兵庫県におけるアライグマの現状 兵庫県森林動物研究センター
平成 21 年度外来生物問題調査研究業務報告書 環境省

3 アライグマの生息頭数変化予測

ある地域のアライグマの生息頭数を 100 頭と仮定した場合の次の条件における生息頭数の変化を予測した。

※兵庫県におけるアライグマの現状 兵庫県森林動物研究センターから抜粋

- (1) アライグマを全く捕獲しない場合の個体数変化の予測：資料 1
- (2) アライグマを毎年一定量捕獲した場合の個体数変化予測及び捕獲頭数の累計予測：資料 2

【前提条件】

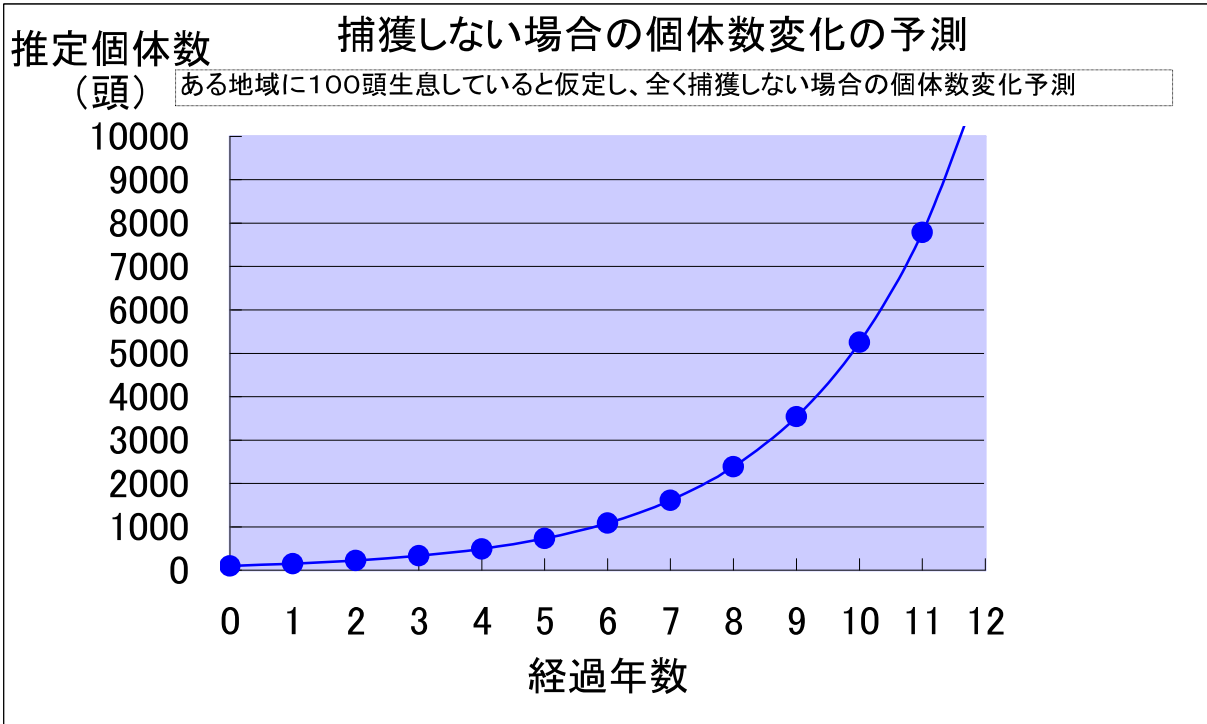
- ① ある地域での現在の生息頭数を 100 頭と仮定する。
- ② 初年度の 2 歳以上の個体割合は 60%、1 歳の個体割合は 40%
- ③ 初年度の性比は、オス・メス 50% ずつとする。
- ④ 捕獲内訳は成獣 60%、幼獣 40% とする。
- ⑤ 性別の捕獲内訳はオス・メス 50% ずつとする。
- ⑥ 妊娠率は、2 歳以上のメスで 96%、1 歳のメスで 66% とする。
- ⑦ 産子数は、2 歳以上のメスが 3.9 頭、1 歳のメスで 3.6 頭とする。
- ⑧ 自然死亡率は 2 歳以上が 15%、巣立ち後 1 歳までのものが 30%
巣内の幼獣の死亡率は 35% とする。

※地域の環境は現在のまま変化しないものとする。

〔参考文献〕 ⑥⑦は Asano et al. (2003) The Journal of Veterinary Medical Science, 65(3): 369-373 により北海道における調査結果、⑧は Gehrt and Fritzell (1999) Journal of Wildlife Management 63(3):889-894 によりアメリカ合衆国における調査結果の値を用いた。

【予測結果】

- ① アライグマを全く捕獲しない場合、初年度 100 頭が 10 年後には 5 千頭余り、12 年後には 1 万頭を超える(資料 1)。
- ② 初年度 100 頭のアライグマを毎年一定量捕獲した場合、30~40 頭の場合は増加の一途をたどり、50 頭捕獲で 9 年後、60 頭捕獲で 5 年後、70 頭捕獲で 4 年後に 0 頭になる(資料 2)。
- ③ したがって、早期に発見し、早期に対策をとるほうが、捕獲総頭数、投資経費、農業被害、生態系被害が抑制され、県民生活の向上に寄与できるものと考えられる。



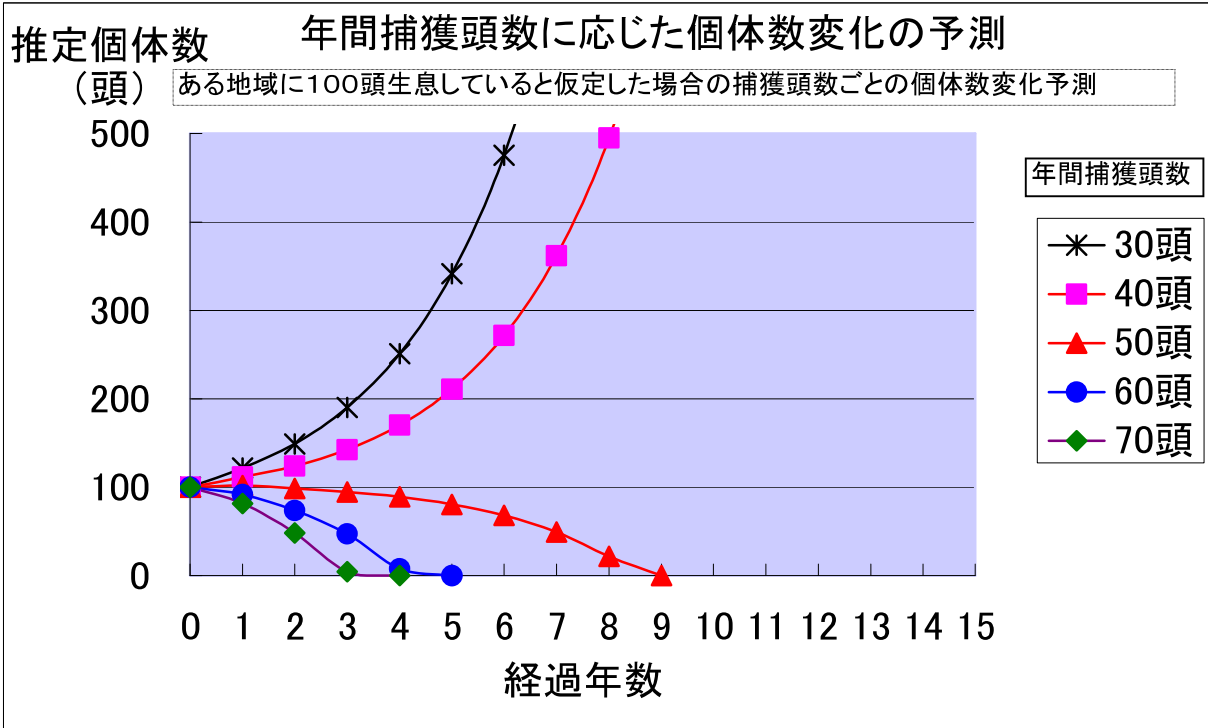
前提条件	値
初期頭数	100
初期の2歳以上の割合	0.6
初期のメスの割合	0.5
妊娠率(2歳以上)	0.96
妊娠率(1歳)	0.66
産子数(2歳以上)	3.9
産子数(1歳)	3.6
自然死亡率(2歳以上)	0.15
自然死亡率(巣立ち~1歳)	0.3
自然死亡率(巣立ちまで)	0.35

捕獲の設定	値
捕獲される個体のうち成獣の割合	0.6
捕獲される個体のうちメスの割合	0.5

生息地の環境は変化しないと仮定する。

推定生息頭数推移

経過年	個体数
0	100
1	152
2	225
3	333
4	494
5	732
6	1086
7	1610
8	2388
9	3541
10	5250
11	7785
12	11543



前提条件	値
初期頭数	100
初期の2歳以上の割合	0.6
初期のメスの割合	0.5
妊娠率(2歳以上)	0.96
妊娠率(1歳)	0.66
産子数(2歳以上)	3.9
産子数(1歳)	3.6
自然死亡率(2歳以上)	0.15
自然死亡率(巣立ち～1歳)	0.3
自然死亡率(巣立ちまで)	0.35

捕獲の設定	値
捕獲される個体のうち成獣の割合	0.6
捕獲される個体のうちメスの割合	0.5

【予測結果】

- 1 全く捕獲をしない場合
10年後の予測生息数は、約5,200頭となり生息域の拡大、農業被害・生活環境被害の大幅な増加や生態系被害の懸念、県民の不安や負担の増加が予測される。
- 2 毎年30頭を捕獲する場合
10年後の予測生息数は約2,000頭と増加し、捕獲を継続して実施する必要有被害金額や対策費の増加は避けられず、捕獲個体数を増やすことも必要になる。
- 3 毎年50頭を捕獲する場合
9年後の生息は0になる。
捕獲頭数累計 450頭(推定)

※早期発見し、早期に捕獲することによって、捕獲総頭数、投資経費、農業被害、生態系被害、県民の不安や負担などが最も少ない計算になる。

年間捕獲頭数ごとの推定生息頭数

経過年	30頭	40頭	50頭	60頭	70頭
0	100	100	100	100	100
1	122	112	102	92	82
2	149	124	99	74	48
3	190	143	95	47	5
4	251	170	89	8	0
5	341	211	81	0	
6	475	272	68		
7	674	362	49		
8	968	495	22		
9	1405	693	0		
10	2052	986			
11	3011	1420			
12	4434	2065			
13	6544	3020			
14	9673	4437			
15	14312	6538			

年間捕獲頭数ごとの累計捕獲頭数

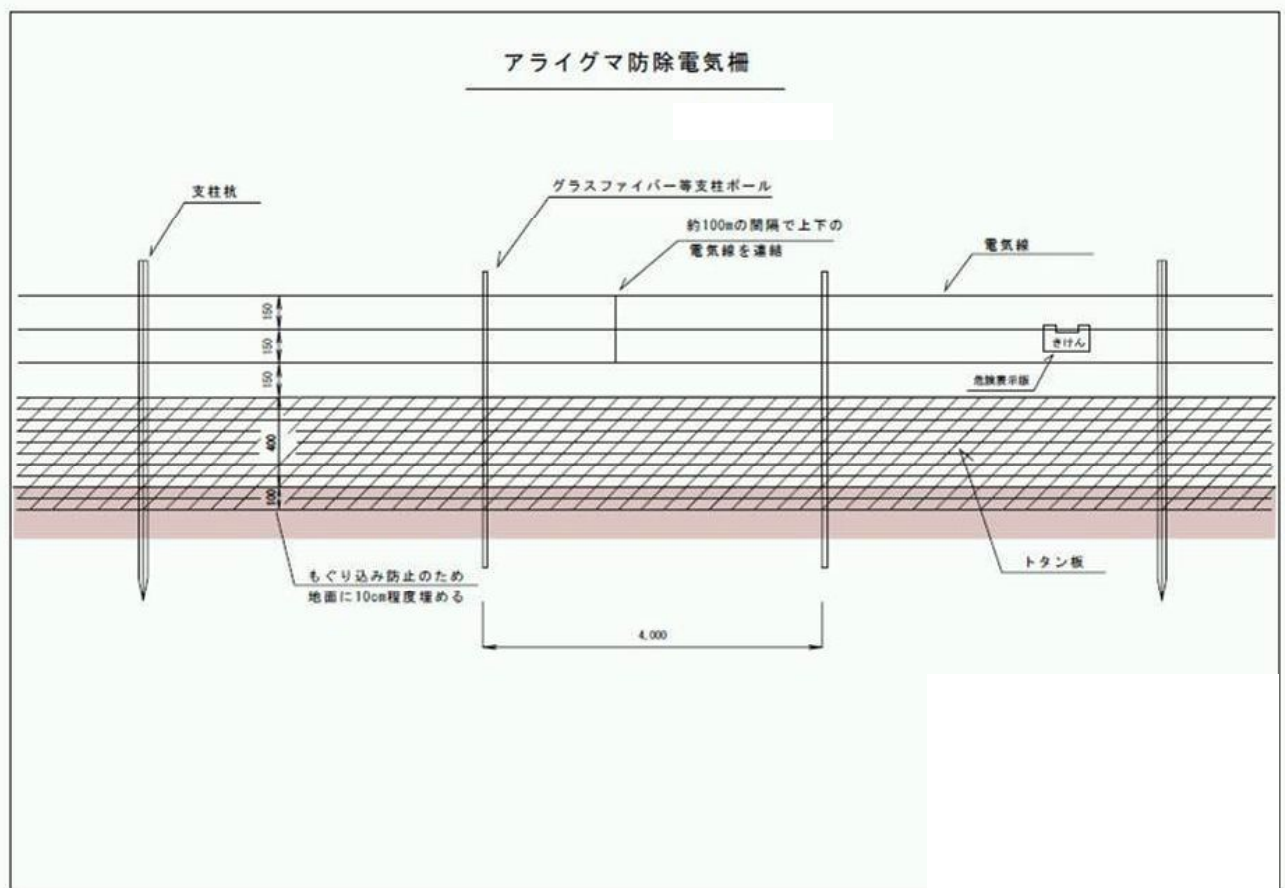
経過年	30頭	40頭	50頭	60頭	70頭
0	0	0	0	0	0
1	30	40	50	60	70
2	60	80	100	120	140
3	90	120	150	180	210
4	120	160	200	240	280
5	150	200	250	300	280
6	180	240	300	300	
7	210	280	350		
8	240	320	400		
9	270	360	450		
10	300	400	450		
11	330	440			
12	360	480			
13	390	520			
14	420	560			
15	450	600			

生息地の環境は変化しないと仮定する。

4 防護柵の設置事例

参考に電気柵の設置事例を下記に示す。

- ・アライグマはよじ登れるので、金網やのり網では効果がない。
- ・アライグマは小さな隙間からも侵入するので、電気柵の場合、電線の間隔を狭く設定する必要がある。
- ・地面から電線までの間を狭く(10cm程度)する必要があるが、草が電線に接触すると漏電するため、こまめな草刈が必要になる。その際、地際にトタンを設置しておけば、最下部の電線位置を高くすることができ、草刈を省力することができる。
- ・柵の近くに木がある場合は、木を伝って柵の中に入る可能性があるため、可能であれば、電気柵の外にある木は伐採する。



5 生物多様性条約に係る資料

(生物の多様性に関する条約： Convention on Biological Diversity)

(1) 背 景

- ① 人類は、地球生態系の一員として他の生物と共存しており、また、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用しているが、他方、近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。このような事情を背景に、希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的とする既存の国際条約（ワシントン条約、ラムサール条約等）を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになった。
- ② 1987年の国連環境計画（UNEP）管理理事会の決定によって設立された専門家会合における検討、及び1990年11月以来7回にわたり開催された政府間条約交渉会議における交渉を経て、1992年5月22日、ナイロビ（ケニア）で開催された合意テキスト採択会議において本条約はコンセンサス採択された。
- ③ 本条約は、1992年6月3日から14日までリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議（UNCED）における主要な成果として、「気候変動に関する国際連合枠組条約」とともに右会議中に署名のため開放され、6月13日、我が国はこれに署名した（署名開放期間内に168か国が署名を行った）。
- ④ 1993年5月28日、我が国は寄託者である国連事務総長に受諾書を寄託することにより、本条約を締結した。
- ⑤ 1993年12月29日、所定の要件を満たし、本条約は発効した。
- ⑥ 2010年6月現在、193国及び欧州連合（EU）が締結。ただし、米国は未締結。

(2) 条約の目的

本条約は、

- ① 生物多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用

- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平な配分を目的とする。

(3) 締約国会議

- ① 第1回締約国会議は、1994年11月28日から12月9日まで、ナッソー（バハマ）において開催された。

本会合では、1995年から1997年まで、締約国会議が取り組むテーマの選定（中期作業計画）、科学上及び技術上の助言に関する補助機関の活動の開始、事務局の運営機関の指定等、条約の早期実施に必要な事項につき、一応の合意を見ることができた。

- ② 第6回締約国会議は、2002年4月7日から19日まで、ハーグ（オランダ）にて開催された。この会議は条約発効10年間の議論を集大成し、「対話から行動へ」を主題に行動を展開していく基盤を築き、ひとつの大きな節目となった。

本会合では、森林が有する生物多様性、外来種、遺伝資源へのアクセスと利益配分、条約の戦略計画（2010年目標を含む）等、優先課題とされる決議が採択された。

- ③ 第8回締約国会議は、2006年3月20日から31日まで、クリチバ（ブラジル）において開催された。2010年目標（2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標）の達成に向けた議論が行われ、遺伝資源へのアクセスと利益配分、保護地域、島嶼の生物多様性、森林の生物多様性、侵略的外来生物等に関する決議が採択された。また、26日から29日まで開催された閣僚級会合では、2010年目標に向けた各国の取り組み等が議論され、全体会合ではわが国は国内外の取組みを紹介しつつ、2010年目標に向けて、生物多様性の配慮を各国の開発計画へ統合することの重要性を強調し、また、そのために限られた資源の有効利用や関係者との連携強化などを通じて、各国が協力して取り組むよう訴え、多くの参加者から賛同を得た。

- ④ 第10回締結国会議は2010年10月18日から29日にかけて愛知県名古屋市で開催された。なお、次回第11回締約国会議は2012年10月にインドにおいて開催予定。

(4) 条約の実施のための国内措置

我が国は、この条約の実施のために新たな立法措置を必要とせず、技術移転等に関する条約上の義務を履行するため、関係省庁より関係政府機関及び関係業界に対し、行政上又は政策上の措置を講じてきた。

国家戦略の策定

条約第 6 条「保全及び持続可能な利用のための一般的な措置」に規定されている生物多様性国家戦略については、その重要性に鑑み、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点を含む既存の様々な基本方針、国家計画等に加えて、新たに策定することとし、1995 年 10 月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において、我が国の「生物多様性国家戦略」が決定された。

2008 年 6 月には、「生物多様性基本法」が施行され、生物多様性国家戦略の策定が国の責務として規定された。同法では環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、国家戦略を基本とすることなどが規定され、これらの規定に法的効力を持たせるために、同法に基づく国家戦略を早期に策定する必要性が生じた。その他の状況も踏まえ、2010 年 3 月に、「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定された。

(以上外務省資料 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html> から抜粋)

「生物多様性国家戦略 2010」の概要

第1部：戦略

いのちと暮らしを支える生物多様性

- ・すべての生命の存立基盤
- ・将来を含む有用な価値
- ・豊かな文化の根源
- ・暮らしの安全性

【課題】4つの危機

- ・人間活動や開発による危機
- ・里地里山など人間活動の縮小による危機
- ・人間により持ち込まれたものによる危機
- ・地球温暖化による危機

【目標】

◆中長期目標（2050年）

生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする

◆短期目標（2020年）

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

- ・生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大
- ・生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
- ・生物多様性の社会への浸透、新たな活動の実践

中長期目標・
短期目標の
設定

【長期的視点】 100年先を見据えたグランドデザイン

概ね平成24年度までの重点施策

4つの基本戦略

I 社会への浸透

- 生物多様性の社会への浸透
- 地域レベルの取組の促進・支援

II 人と自然の関係の再構築

- 希少野生動植物の保全施策の充実
- 自然共生・循環型・低炭素社会の統合的な取組の推進

III 森・里・川・海のつながりの確保

- 海洋の保全・再生の強化

IV 地球規模の視野を持った行動

- COP10の成功
- SATOYAMA イニシアティブの推進
- 科学的な基盤の強化
- 科学と政策の接点の強化
- 経済的視点の導入
- 途上国の支援

国内施策の
充実・強化

国際的な
取組の推進

第2部：行動計画

・約720の具体的施策

・35の数値目標

7 参考様式

(1) 捕獲従事者台帳・・・様式 1

捕獲班編成に当たって市町が整備する台帳で、捕獲のエリアごとに従事者氏名、狩猟免許番号等を記載する。

(2) 捕獲従事者証・・・様式 2

市町が編成した捕獲班員に交付する従事者証で、従事者ごとに作成する。捕獲期間終了後、2週間以内に発行市町に返納する。

(3) アライグマの捕獲記録表・・・様式 3

捕獲班の従事者が記載する捕獲の記録で、捕獲従事者証の返納とともに市町に提出する。わな1基につき1枚ずつ作成する。

(4) アライグマ捕獲報告書・・・様式 4

捕獲班の従事者からの報告(従事者証の返納及び捕獲記録の提出)をもとに市町が作成する捕獲報告書で、四半期ごとに所管の県民局に提出する。

県民局は各市町から収集後、できる限り速やかに農政環境部に提出する。

(5) 特定外来生物目撃等調査票・・・様式 5

県民からの情報に基づき、市町又は県が作成する調査票

(6) 特定外来生物目撃情報とりまとめ表・・・様式 6

上記目撃等調査票に基づき、市町が情報を一元化し作成するとりまとめ表で、とりまとめたものを四半期ごとに県民局に提出する。

県民局は各市町から収集後、できる限り速やかに農政環境部に提出する。

様式 1

〇〇市(町)アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳

		市町名						
番号	捕獲を行う エリア	従事 者数	従事者氏名	従事者住所	区分	番号	狩猟免許及び狩猟者登録 交付年月日	交付機関名
1	〇〇町□□ 地区	3	森林 太郎	神戸市中央区下山手通 5-10-1	猟友会員	森動第 101 号 森動-042 号	H23.7.25 H23.10.31	兵庫県 "

猟友会
 地域住民・農業者
 農協
 その他() を記載

※「狩猟免許及び狩猟者登録」欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入する。

様式 2 (記載例)

<p>23 第〇〇号</p>	<p>〇〇市(町)アライグマ防除実施計画 に基づく捕獲従事者証</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 〇〇市(町)長 印 </div>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 当該従事者証は、アライグマの捕獲(見回り・餌の付け替え等の付随業務を含む)に際しては必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 当該従事者証は、従事者本人が嚴重に保管し、他者に使用させてはならない。</p> <p>3 当該従事者証は、捕獲期間終了後 2 週間以内に〇〇市(町)長に返納しなければならない。 返納の際には、下表並びに別紙に捕獲記録を記載する。</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td>神戸市中央区下山手通 5-10-1</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>森林 太郎</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和〇〇年〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>アライグマの捕獲</td> </tr> <tr> <td>捕獲区域</td> <td>〇〇町□□地区</td> </tr> <tr> <td>捕獲期間</td> <td>平成 23 年〇月〇日～平成 23 年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>捕獲方法</td> <td>箱わなによる捕獲</td> </tr> <tr> <td>捕獲後の処置</td> <td>炭酸ガスによる致死処分の後、焼却処分</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	住 所	神戸市中央区下山手通 5-10-1	氏 名	森林 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日	目 的	アライグマの捕獲	捕獲区域	〇〇町□□地区	捕獲期間	平成 23 年〇月〇日～平成 23 年〇月〇日	捕獲方法	箱わなによる捕獲	捕獲後の処置	炭酸ガスによる致死処分の後、焼却処分	備 考		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">捕獲年月日</th> <th style="width: 40%;">捕獲頭数</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年〇月〇日</td> <td style="text-align: center;">1 頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 23 年〇月〇日</td> <td style="text-align: center;">1 頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2 頭</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(詳細は別紙捕獲記録表に記入願います)</p>	捕獲年月日	捕獲頭数	備 考	平成 23 年〇月〇日	1 頭		平成 23 年〇月〇日	1 頭		計	2 頭	
住 所	神戸市中央区下山手通 5-10-1																														
氏 名	森林 太郎																														
生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日																														
目 的	アライグマの捕獲																														
捕獲区域	〇〇町□□地区																														
捕獲期間	平成 23 年〇月〇日～平成 23 年〇月〇日																														
捕獲方法	箱わなによる捕獲																														
捕獲後の処置	炭酸ガスによる致死処分の後、焼却処分																														
備 考																															
捕獲年月日	捕獲頭数	備 考																													
平成 23 年〇月〇日	1 頭																														
平成 23 年〇月〇日	1 頭																														
計	2 頭																														

様式3 (記載例)

〇〇市(町)アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲記録表

1 捕獲の状況等

捕獲場所 (できる限り詳細に 記載)	わなの設置期間	捕獲 頭数	捕獲個体情報 (個体ごとに記載)	使用した餌
	設置日	頭	[個体 No.1] 1 捕獲年月日：平成 年 月 日 2 性別：オス・メス・不明 3 体重： k g	
	平成 年 月 日		[個体 No.2] 1 捕獲年月日：平成 年 月 日 2 性別：オス・メス・不明 3 体重： k g	
	回収日		[個体 No.3] 1 捕獲年月日：平成 年 月 日 2 性別：オス・メス・不明 3 体重： k g	
	平成 年 月 日		[個体 No.4] 1 捕獲年月日：平成 年 月 日 2 性別：オス・メス・不明 3 体重： k g	

2 錯誤捕獲の状況 ※すみやかに放獣の上、記載してください。

捕獲した動物の種	捕獲年月日	捕獲したときに使用した餌、その他特記事項
	平成 年 月 日	

- 依頼事項**
- 1 設置した「わな」ごとに1枚作成してください(例えば3基設置の場合3枚作成)。
 - 2 捕獲個体の性別が不明なときは「不明」に○印を付けてください。体重はわかった場合に記入してください。
 - 3 今後の参考とすため、使用した餌も記入してください。
 - 4 捕獲できなかつたときは、捕獲総数を0とし、捕獲場所、わな設置日・回収日、使用した餌を記入してください。

様式 4 (記載例)

〇〇市(町)アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲報告書

捕獲場所 所在地(農地、森林、 住宅地、その他)		わな設置日	わな回収日	捕獲 総数	捕獲個体の詳細			錯誤捕獲の状況 (動物の種、捕獲日、 捕獲時の餌を記入)	使用した餌 その他特記 事項
					番号	捕獲年月日	性別		
〇〇町□□農地 地区	平成 23 年 〇〇 月 〇〇 日	平成 23 年 〇〇 月 〇〇 日	平成 23 年 〇〇 月 〇〇 日	2	個体 No. 1	平成 18 年 〇〇 月 〇〇 日	オス	7.5	から揚げ
					個体 No. 2	平成 18 年 〇〇 月 〇〇 日	メス	6.0	
					個体 No. 3				

※ 設置した「わな」ごとに1行使って記入する(捕獲できなかった場合も記入)。
捕獲できなかった場合は、捕獲総数を0とし、捕獲場所、わなの設置日・回収日、錯誤捕獲の状況、使用した餌について記入する。

様式 5

特定外生物種名：アライグマ

調査票番号	
-------	--

特定外来生物目撃等調査票

市町名	
調査票番号	
部局課名	
記入者氏名	

※調査票番号は市町ごとに通し番号とする。

1 目撃情報

頭数	頭 (成獣 頭、 幼獣 頭)
目撃日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分頃
目撃場所	
場所のメッシュ番号	(鳥獣保護区等位置図の番号を記入)
目撃地の状況	住宅地・公園・社寺・道路・農地・森林・池・河川 その他 ()
アライグマの行動 ①何をしていたか ②どこに向かったか ③被害があったか (具体的内容) ④巣(ねぐら)はあるか (痕跡のみ目撃の場合はその旨記載)	① ② ③農林業被害・貴重な動植物被害・人身被害・家屋等生活環境被害・被害なし () ④
目撃者氏名等 ※個人情報につき取扱注意	住 所 氏 名 連絡先

2 目撃に対する市町の対応状況

--

3 捕獲情報

頭数	頭 (成獣 頭、 幼獣 頭)
目撃日時	平成 年 月 日 時 分頃
目撃場所	
場所のメッシュ番号	(鳥獣保護区等位置図の番号を記入)
目撃地の状況	住宅地・公園・農地・森林・その他 ()
捕獲根拠法令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律・外来生物法

※地図(市町の管内図等)に、目撃又は捕獲位置を調査票の番号で記入しておいてください。
調査票の記載は、1・2のみ、又は3のみの場合があります。

様式 6

特定外来生物目撃情報とりまとめ表

		市町名		特定外来種名		アライグマ		
番号	年月日	区分 (○印)	頭数 (頭)	場所	目撃(捕獲) 地の状況	特定外来生物の行動	被害の有無 (有の場合は内容)	備考
		目撃						
		捕獲						
		目撃						
		捕獲						
		目撃						
		捕獲						
		目撃						
		捕獲						
		目撃						
		捕獲						
		目撃						
		捕獲						
		目撃						
		捕獲						
		目撃						
		捕獲						
		目撃						
		捕獲						

※特定外来生物目撃等調査票から転記する。

アライグマの捕獲には許可が必要です

アライグマは誰でも捕獲できる動物ではありません。
ご自宅の中で捕獲される場合も許可が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

市(町) 課
電 話 : -

アライグマを住宅に侵入させない方法

- 1 アライグマは頭蓋骨が意外に小さく、10cm程度のすき間からでも屋根裏に侵入して子育てを行います(糞尿などによる被害が発生します)。
- 2 屋根裏の通気口、すき間などを頑丈な金網などでふさぎ、アライグマの侵入を防ぎましょう。

アライグマが屋根裏に棲みついた場合の対処方法

- 1 まず、侵入口を見つけましょう。
- 2 屋根裏で燻煙剤(害虫駆除に用いるもの)を焚き、アライグマを追い出しましょう。
- 3 アライグマが出た後は、侵入口を頑丈な金網などでふさぎましょう。

9 用語解説集

	項 目	用 語 解 説
あ	アダプティブ・マネジメント	施策の実施と並行して、その効果を検証するためのモニタリング調査などを実施し、不具合が認められた場合には随時施策の内容の見直しを行うことで、より効果的な施策を実施することを目的とした計画管理
き	緊急防除	人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合や、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合などに行う緊急的な防除のこと
け	計画防除	特定外来生物の生息状況や地域の状況を踏まえながら防除の目標を設定し、科学的知見に基づき適切な防除手法を検討して目標達成に向けて計画的に防除を実施すること
さ	錯誤捕獲	捕獲目的の鳥獣以外の鳥獣が捕獲されること
し	狩猟期間	狩猟鳥獣（その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう）の捕獲等を行うことができる期間。兵庫県では、11月15日から翌年の2月15日まで（シカ、イノシシは11月15日から翌年の3月15日まで）。
	狩猟免許	狩猟をしようとする者が受けなければならない免許。網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の3種類がある。
ち	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする法律
て	定着	外来生物が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫を作ることに成功する過程のこと
	天敵	特定の動物を好んで捕らえる動物

と	特定外来生物	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（外来生物）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（在来生物）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体及びその器官（生きているものに限る）
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）	特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする法律
	動物由来感染症	野生鳥獣などから人に感染する病気の総称
は	箱わな	獣類を捕獲するための装置で、獣が箱の中に入れば扉が閉まり捕らえるもの
ほ	防除	特定外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止するために行う「捕獲」、「被害発生の防止措置」、「予防措置」等のこと
ま	マイクロチップ	個体を識別するために皮膚に埋め込む電磁チップ
も	モニタリング調査	Monitor-ing（監視を続けていく）の意で、計画の目標が達成されているかを調査によって確認すること
ゆ	有害鳥獣捕獲	鳥獣保護法の規定に基づき、農林水産業被害、生態系被害、生活環境被害を及ぼす野生鳥獣を許可を受けて捕獲すること